



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

573	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課).....	1
574	紀の川土地改良区連合の小田頭首工管理規程、藤崎頭首工管理規程及び岩出頭首工管理規程の変更の認可	(農業農村整備課).....	2
575	公共測量の終了	(技術調査課).....	3
576	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
577	使用料の収納事務の委託	(建築住宅課).....	3

告 示

和歌山県告示第573号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例(平成24年和歌山県条例第83号)第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和4年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、「恍惚トランス」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「ゲイ肉便器」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「SEXY CRASH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「媚ゴメオ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「GREEN MONSTER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「エクスタシー2022」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「TABOO」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (8) 次の写真を付して、「GAY DADDY」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「Sexy Cowboys」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「DICK POWERS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (11) 次の写真を付して、「ROUGH SEX」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「AQUA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「1990's STAR SMOKE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (14) 次の写真を付して、「Strong 3 Shot」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真を付して、「ENEMA」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (16) 次の写真を付して、「CODE ZERO BIO TEC N3」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (17) 次の写真を付して、「Night Crusher」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

- (18) 次の写真を付して、「Heat Doragon X2」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (19) 次の写真を付して、「APOLLO FLASH」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (20) 次の写真を付して、「AILIAN CLEAR IMPACT」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「Cosmo Breaker」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (22) 次の写真に示すとおり、「TIGER SHATTER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (23) 次の写真を付して、「EROTICAL LEMON SILVER」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (24) 次の写真を付して、「GREEN DASH」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (25) 次の写真を付して、「Sexy Boy&Girl」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (26) 次の写真を付して、「Sexy Girl」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (27) 次の写真を付して、「Sexy Boy」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (28) 次の写真を付して、「淫雷」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (29) 次の写真を付して、「エイリアン」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (30) 次の写真を付して、「H玉」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (31) 次の写真を付して、「BLACK OUT advance」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (32) 次の写真を付して、「-z- R.E.D」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (33) 次の写真を付して、「Junkie Flying Chillover」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (34) 次の写真を付して、「Astro Thunder EXPIUM」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (35) 次の写真を付して、「Q12 Alpina」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (36) 次の写真に示すとおり、「ATOMIC SPIDE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (37) 次の写真に示すとおり、「Melty pussy」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「Bandit Express」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (39) 次の写真を付して、「CHERRY BOMB」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため。

3 施行期日

令和4年4月22日

和歌山県告示第574号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条の規定において準用する同法第57条の2第3項の規定により、紀の川土地改良区連合の小田頭首工管理規程、藤崎頭首工管理規程及び岩出頭首工管理規程の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年4月22日

変更の概要

- 小田頭首工管理規程 最大取水量の変更
- 藤崎頭首工管理規程 最大取水量の変更
- 岩出頭首工管理規程 最大取水量の変更及び洪水吐兼土砂吐ゲートの追加

和歌山県告示第575号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき農林水産省近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(現地測量)
- 2 作業期間 令和4年1月4日から令和4年3月29日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市谷地先

和歌山県告示第576号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海草郡紀美野町下佐々字上庄原1064番1地先から同町下佐々字上庄原1091番1地先まで	旧	9.67 } 28.84	704.28	
同上	新	12.05 } 32.06	704.28	

和歌山県告示第577号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらの駐車場の使用料の収納事務を令和4年4月1日から次の者に委託した。

令和2年和歌山県告示第725号(使用料の収納事務の委託)及び令和3年和歌山県告示第1066号(使用料の収納事務の委託)は、令和4年3月31日限り廃止した。

令和4年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 和歌山市太田37番地17 神田伸二
- 和歌山市福町34番地 リビエール福町902 梅木宏造
- 和歌山市小倉266番地7 濱田陽吉
- 橋本市三石台三丁目22番地の1-408 大村満春

有田郡有田川町大字金屋588番地 長尾照雄

御坊市藪677番地 湯川忠

西牟婁郡白浜町2927番地の2233 浦勝紀

新宮市井の沢7番26号 中上要